
プロジェクト リース

項目 重要性に関する検討

本資料の目的

1. 第 405 回企業会計基準委員会において、現状で資産及び負債が認識されているファイナンス・リース取引のみならず、すべてのリースについて資産及び負債を認識する会計基準の開発に着手することが了承された。その際、借手の会計処理については、特に、以下の点について審議を行うこととした。
 - (1) 借手の費用配分のあり方
 - (2) 国際的な会計基準との整合性を図る程度
 - (3) サービスに関してリースの対象とする取引の範囲
 - (4) 延長オプションがある場合の比較可能性を担保する方策
 - (5) 重要性に関する定め
 - (6) 連結財務諸表と単体財務諸表の関係
2. 本資料は、これらのうち、(5)について検討することを目的とする。なお、本資料では、リースの認識と測定について取り上げ、開示(注記)については扱っていない。
3. また、本資料では、リースに関する会計基準における重要性に関する定めを一般的な重要性の適用と例外的な取扱いの 2 つに区分している。
4. なお、以下では、IFRS 第 16 号「リース」を「IFRS 第 16 号」、会計基準更新書(ASU) 第 2016-02 号「リース(トピック 842)」を「Topic 842」、企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」を「リース会計基準」、企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」を「リース適用指針」として表記している。

IFRS 第 16 号、Topic 842 及びリース適用指針における取扱い

5. IFRS 第 16 号、Topic 842 及びリース適用指針において、リースの認識及び測定に関する一般的な重要性の適用及び例外的な取扱いについては、次のとおり定められている。

(IFRS 第 16 号)

6. IFRS 第 16 号における一般的な重要性及び例外的な取扱い(結論の根拠を含む)は、次のとおりである。

(1) 一般的な重要性の適用

① リースに係る資産及び負債の認識

認識及び測定の要求事項を適用することの影響が財務諸表に対して重要性がない場合には、借手は、当該要求事項が適用されない(IFRS 第 16 号 BC86 項)とされている。

② リース負債の測定

借手のリースが財務諸表に対して重要性があるが、リース負債を割引現在価値で測定することに重要性がない場合には、割引前の金額で測定することができる(IFRS 第 16 号 BC86 項)とされている。

(2) 例外的な取扱い

① 少額資産のリース

原資産が少額であるリース(サブリースにおけるヘッドリースを除く)については、借手は、使用权資産及びリース負債を認識せず、リース費用を定額で認識することを会計方針として選択することができる(IFRS 第 16 号第 5 項及び第 6 項)とされている。また、原資産が少額であるリースに係る会計方針の選択は、リース 1 件ごとに行うことができる(IFRS 第 16 号第 8 項)とされている。

次の場合に、少額資産のリースに該当し得るとされている。

ア 借手が原資産を単独で又は借手が容易に利用可能な他の資源と組み合わせて使用することから便益を得ることができ、かつ、原資産の他の資産への依存性や相互関連性が低い(IFRS 第 16 号 B5 項)。

イ 原資産の価値が新品である時点で少額である。

原資産の価値の評価においては、借手の規模、原資産の性質又は状況の影響を受けない。また、合計額で重要性があるかどうかを考慮する必要はない(IFRS 第 16 号 B4 項)。

なお、IFRS 第 16 号の本文では「少額」の具体的な数値基準は定め

られていないが、結論の根拠において、2015年にこの免除に関する決定に至った時点で新品時に5千米ドル以下という規模の価値の原資産のリースを念頭に置いていた(IFRS第16号BC100項)とされている。

② 短期リース

リース開始日においてリース期間が12か月以内のリース(購入オプションを含んだリースは短期リースではない)については、借手は、使用权資産及びリース負債を認識せず、リース費用を定額で認識することを会計方針として選択することができる(IFRS第16号第5項及び第6項)とされている。短期リースに係る会計方針の選択は、使用权が関連する原資産のクラス(性質及び企業の営業における用途が類似した原資産のグループ)ごとに行う(IFRS第16号第8項)とされている。

(Topic 842)

7. Topic 842における一般的な重要性及び例外的な取扱い(結論の根拠を含む)は、次のとおりである。

(1) 一般的な重要性の適用

① リースに係る資産及び負債の認識

結論の根拠において、例えば、購入した有形固定資産を資産計上する閾値と一貫性があるように、リース資産及びリース負債を計上しない合理的な閾値を設け得る(Topic 842 BC122項)とされている。

② リース負債の測定

Topic 842では、IFRS第16号のような記載はなされていない。

(2) 例外的な取扱い

① 少額資産のリース

Topic 842では、IFRS第16号のように少額資産のリースに係る認識及び測定免除を定めていない(Topic 842 BC421項)。

② 短期リース

リース開始日においてリース期間が12か月以内のリース(行使が合理的に確実な購入オプションを含まないもの)については、借手は、使用权

資産及びリース負債を認識せず、リース費用を定額で認識することを会計方針として選択することができる(FASB-ASC 842-20-25-2)とされている。また、短期リースに係る会計方針の選択は、使用権が関連する原資産のクラス(性質及び企業の営業における用途が類似した原資産のグループ)ごとに行う(FASB-ASC 842-20-25-2)とされている。

これらの取扱いは、IFRS 第16号と同様である(前項(2)②参照)

(リース適用指針)

8. リース適用指針における重要性等の取扱いについては、次のとおりである。

(1) 一般的な重要性の適用

- ① ファイナンス・リースに係る個々のリース資産に重要性が乏しい場合における取扱い

重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、(個々のリース物件の)リース料総額が当該基準額以下のファイナンス・リース取引¹については、個々のリース資産に重要性が乏しいとして、通常の賃貸借処理に準じて会計処理を行うことができる(リース適用指針第34項及び第35項(1))とされている。

(2) 例外的な取扱い

- ① 個々のリース資産に重要性が乏しい以下のファイナンス・リース取引について通常の賃貸借処理に準じた会計処理を認める例外的な取扱い

ア 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件当たりのリース料総額²が300万円以下のリース取引³(リース適用指針第34項及び第

¹ ただし、リース料総額にはリース物件の取得価額のほかに利息相当額が含まれているため、その基準額は当該企業が減価償却資産の処理について採用している基準額より利息相当額だけ高めに設定できるとされている。また、この基準額は、通常取引される単位ごとに適用されるため、リース契約に複数の単位のリース物件が含まれる場合は、当該契約に含まれる物件の単位ごとに適用できるとされている。

² 維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができるとされている。

³ 1つのリース契約に科目の異なる有形固定資産又は無形固定資産が含まれている場合は、異なる科目ごとに、その合計金額により判定できるとされている。

35 項(3))。

イ ファイナンス・リース取引のうち、リース期間が1年以内のリース取引（リース適用指針第34項及び第35項(2)）。

- ② リース資産総額に重要性が乏しい所有権移転外ファイナンス・リース取引についての測定に関する例外的な取扱い

未経過リース料の期末残高⁴が当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の合計額に占める割合が10パーセント未満である場合に、次のいずれかの方法を適用することができる（リース適用指針第31項から第33項）とされている。⁵

ア リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法

イ 利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分する方法として、定額法を採用する。

分析

9. 一般的な重要性の適用と例外的な取扱いに分けて分析する。

（一般的な重要性の適用）

10. 一般的に、会計基準に特段の定めがなくとも、質的及び量的（金額的）に重要性がない場合には、当該会計基準に従った会計処理及び開示を行うことは求められないと考えられる。
11. この点、一般的な重要性の適用について、特段の記載をすることの必要性について検討することが考えられる。

⁴ 個々のリース資産に重要性が乏しい場合の取扱い（本資料第8項②）を適用したものや、利息相当額を利息法により各期に配分しているリース資産に係るものを除くとされている。

⁵ 連結財務諸表においては、当該判定を、連結財務諸表の数値を基礎として見直すことができるとされている。

(例外的な取扱い)

認識の例外

(金額を基準とした例外)

12. 会計基準の適用のコストとベネフィットとの関係から、リースに係る使用権資産及びこれに係るリース負債を認識しない処理を認めることが考えられる。
13. リースの識別の規準を満たすものの、一定金額未満のリースを認識しない例外的な取扱いは、次のとおりである。

会計基準	具体的な取扱い
IFRS 第 16 号	原資産が少額であるリース（リース 1 件あたり、新品時で 5 千 米ドル以下のもの。結論の根拠に記載。） ⁶
Topic 842	該当なし
リース適用指針	企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リ ース契約 1 件当たりのリース料総額が 300 万円以下の所有権 移転外ファイナンス・リース取引 ⁷

14. これらのように、金額基準による例外的な取扱いを定めるか否かがまず論点となる。メリットとデメリットは以下のとおりである。

(メリット)

- 実務上の適用が容易となりコストが小さくなる。

(デメリット)

- 企業により重要性がない場合の金額は異なり得るため、会計基準で定めた重要性の閾値が企業の規模等に比して多額である場合、財務諸表の有用性が低下する可能性がある。
- 具体的に定めた重要性の閾値によっては、国際的な会計基準と整合性が一定程度損なわれる可能性がある。

15. 仮にこのような例外を認める場合、どのように重要性の閾値となる金額を定めるかが論点となる。一般的に、金額を高く設定すると比較可能性を損なう可能性が高ま

⁶ 少額資産のリースに係る費用を集計して注記する必要がある（IFRS 第 16 号第 53 項(d））。

⁷ なお、資料では開示について扱っていないが、この条件を満たすオペレーティング・リース取引について、未経過リース料に係る注記の省略を容認している。

り、低く設定した場合にはコストの削減効果が小さくなるものと考えられる。

なお、リース適用指針における金額の閾値（300万円）は、ファイナンス・リース取引について企業全体における捕捉率⁸を考慮して定められたものであるが、オペレーティング・リース取引については分母の全体の金額を把握することは困難であると考えられ、同様の検討を行うことは難しいものと考えられる。

（リース期間を基準とした例外）

16. リースの識別の規準を満たすものの、一定期間内のリースを認識しない例外的な取扱いは、次のとおりである。

会計基準	具体的な取扱い
IFRS 第 16 号	リース開始日においてリース期間が 12 か月以内のリース（短期リースの免除を 12 か月超のリースに拡大することについては、例えば、3 年のリースは 12 か月のリースよりも重要性のある資産及び負債を生じさせる可能性が高くなるため、財務諸表の透明性の観点から、採用されていない（IFRS 第 16 号 BC92 項、Topic 842 BC378 項） ⁹
Topic 842	同上 ⁹
リース適用指針	① リース期間が 1 年以内のリース取引 ② 事前予告した解約日以降のリース料の支払を要しない（契約上数か月程度の）事前解約予告期間に係る部分のリース料に関する注記の省略

17. これらについては、金額を基準とした例外と同様に例外を認めるか否か、認める場合に閾値となる期間をどのように定めるべきかが論点となる。

⁸ 公益社団法人リース事業協会が 2006 年に実施した調査では、リース契約ごとに機種別・契約金額規模別の構成比を算出した結果、300 万円以下のリース契約金額の構成比は 16.8%であり、仮に 300 万円以下のリース取引をオンバランスしない場合でも、リース契約の 83.2%が捕捉されるとされていた。

⁹ 短期リース（リース期間が 1 ヶ月以内のものを除く。）に係る費用を集計して注記する必要がある（IFRS 第 16 号第 53 項(c)、FASB-ASC 842-20-50-4(c)）。

測定の例外

18. 認識したリースに関する測定方法の例外的な取扱いは、次のとおりである。

会計基準	具体的な取扱い
IFRS 第 16 号	例外的な取扱いの定めはないが、リース負債を割引現在価値で測定することに重要性がない場合に割引前の金額で測定できる一般的な重要性の例示がある。
Topic 842	該当なし
リース適用指針	未経過リース料の期末残高が当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の合計額に占める割合が10パーセント未満である場合に①リース債務を割引前の金額で測定する方法のほか、②リース債務を割引後で測定するものの利息相当額を定額法によることを認めている。

19. このような測定に関する例外的な取扱いについては、まずそのようなニーズがあるかどうかの確認が必要と考えられ、仮に、例外を認める場合には、どのような方法とするか、その場合の範囲をどのようにするかが論点となる。

ディスカッション・ポイント

- (1) 第 13 項、第 16 項及び第 18 項に記載したような例外的な取扱いを定めるべきかについてご意見を伺いたい。
- (2) 第 11 項、第 15 項、第 17 項及び第 19 項に記載した論点以外に考慮すべき論点があるかご意見を伺いたい。

以 上